

市民集会

脱原発基本法案を考える

日時 2012年10月18日(木)

午後6時～午後8時(開場:午後5時30分頃)

場所 弁護士会館17階1701会議室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

参加無料

本年9月7日、衆議院議員(提出者13名、賛成者23名、賛同者43名)により、「遅くとも、平成32年(2020年)から平成37年(2025年)まで」のできる限り早い時期における脱原発を実現すること、廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転(運転の再開を含む)をしてはならないこと、などを骨子とする「脱原発基本法案」が衆議院に提出され、次期国会に継続審議となりました。

当連合会では、福島原発事故以前より原発問題について様々な問題提起を行ってきましたが、今回提出された脱原発基本法案は、おおむね当連合会の方向性と整合するものと考えています。

そこで、当連合会では、脱原発基本法案の内容を広く市民の皆様にご覧いただくため、また、本法案をより良いものにするために意見交換をするとともに、法案の早期成立をめざし、本集会を企画しました。

是非とも多くの皆様にご参加いただけますようお願いします。

■プログラム(予定)

- 1 開会挨拶
- 2 脱原発基本法案についての説明
- 3 日弁連からの報告
- 4 国会議員からの発言
- 5 市民からの発言
- 6 意見交換・質疑応答
- 7 閉会あいさつ



- ◆地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅 B1-b 出口(弁護士会館地下1階に直結)
- ◆地下鉄有楽町線「桜田門」駅 5番出口から徒歩8分
- ◆JR山手線「有楽町」駅 から徒歩15分

-----参加申込書(切り取り不要・送信票不要)-----

日本弁護士連合会 人権第二課行き(FAX:03-3580-9957)

※事前申込み無しでも御参加いただけますが、人数把握のため、できる限り事前にお申し込みください。

※会場の座席数は限られており、立見になる場合がございます。予め御了承くださいますようお願いいたします。

御名前

／御所属・連絡先

主催 日本弁護士連合会

問い合わせ先: 日本弁護士連合会 人権部人権第二課(TEL:03-3580-9956, FAX:03-3580-9957)

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者より、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

※当日は、日弁連職員による撮影があり、撮影した映像・画像は日弁連の広報に使用される可能性があります。

※撮影をされたくない方は、当日、担当者にお知らせください。